

介護保険施設
介護サービス事業所
老人福祉施設

等 管理者 様

北九州市保健福祉局長 高松 浩文

社会福祉施設等における新型コロナウイルス対策の徹底について (お願い)

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症に関する対応につきましては、厚生労働省からの通知等により注意喚起をしているところです。

今般、福岡県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したこと等を踏まえ、各施設・事業所等において、より一層の予防・まん延防止のための対策を講じていただく必要があります。

このたび、厚生労働省から「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」等が示されましたので、改めて参考通知の内容をご確認いただくとともに、下記の点にご留意いただき、感染症対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。(サービス内容によって、留意すべき事項が異なりますのでご注意ください)。

記

◆ 感染拡大防止のため特にご留意いただきたい事項

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 石鹸による手洗いやアルコール消毒液での手指の消毒、咳エチケット等について、改めて職員に周知するとともに、出勤前に体温を計測し、発熱が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
- 入所施設等における面会については、感染経路の遮断という観点から、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましく、少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

◆ 参考通知

- ・ 社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について【介護保険最新情報 Vol.764 令和2年2月18日】
- ・ 「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について(令和2年2月18日付事務連絡)」に関するQ&Aについて【介護保険最新情報 Vol.765 令和2年2月21日】
- ・ 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について【介護保険最新情報 Vol.767 令和2年2月23日】
- ・ 「社会福祉施設等(入所施設・居宅系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」【介護保険最新情報 Vol.768 令和2年2月24日】
- ・ 「社会福祉施設等(入所施設・居宅系サービスを除く。)における感染拡大防止のための留意点について」【介護保険最新情報 Vol.769 令和2年2月24日】

★ 各通知は市の下記サイト(介護サービス事業にかかる関係通知)をご参照ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/file_0577.html